

令和6年度大磯町教育委員会基本方針

大磯町教育委員会では、教育委員会の活動に対し、自らの点検・評価及び外部評価を実施し、その責任体制の明確化や体制の充実を図るとともに、地方教育行政の推進に努めてまいりました。

こうした中、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行され、新しい教育委員会制度がスタートしました。町では法律の趣旨に則り、町長と教育委員会をもって構成する総合教育会議において、『大磯町教育大綱（以下、「教育大綱」という。）』を策定しており、令和5年3月に2度目の改訂を行いました。

新たに、「子育て・教育でみんなが**わくわく**するまち おおいそ」を基本理念とし、地球的規模の視野と持続可能な発展が求められる新しい時代に必要な3つの要素「まなび」「からだ」「こころ」について、子育て・教育を通じてはぐくみ、それに関わる全ての皆さんが楽しく、**わくわく**するまちづくりを進めていくこととなりました。

令和5年11月に大磯の教育ビジョン『**大磯わくわくプラン**』を策定しましたので、具体化に向け、教育行政の推進に努めてまいります。

大磯町教育委員会が所管する学校教育施設、子育て支援施設及び社会教育施設（以下、「教育施設等」という。）は、公共施設全体の約半数の割合を占めており、その約3割は築40年を経過していることから、令和3年6月に『大磯町教育施設等長寿命化計画（以下、「長寿命化計画」という。）』を策定しました。今後、同計画に基づき、特定の年度に予算が集中しないよう、計画的に教育施設等の改修や改築を進めてまいります。

《学校教育の基本方針》

幼稚園においては、「さまざまな体験活動を通じて、家庭や地域も一緒になって、『生きる力』の基礎を確立するとともに、それを喜び合える幼児教育」を基本方針とします。

また、小中学校においては、学習指導要領における「生きる力」の理念や『大磯町第五次総合計画』の「柱Ⅳ 心豊かな人を育むまちづくり」に掲げる「次世代を担う人づくりの推進」の趣旨を踏まえるとともに、教育大綱の基本方針である「家庭や地域、学校とともに子どもにとって個別最適な学びと協働的な学びを追求し、求められる資質や能力と健やかな体、そして豊かな心を身につけるとともに、それを喜び合える学校教育」の実現を目指します。

〔目標〕

1. 幼稚園では、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々と連携体制を築く中で、健やかな体・豊かな心・自分で考え行動する力をはぐくみ、それを喜び合える幼児教育を目指します。
2. 幼稚園と保育所の交流を深め、就学前児童の育成を見据えた中で、幼保連携を推進します。

3. 各小・中学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な教育課程を編成し、保護者や地域に信頼され開かれた学校づくりや大磯らしい特色ある学校づくりに努めるとともに、求められる資質や能力・健やかな体・豊かな心を身につけ、それを喜び合える教育を目指します。
4. 学校、保護者、地域の方々と諸課題を共有しつつ協力体制を築き、大磯らしい美しい自然と由緒ある歴史・文化を大切にす教育を目指して教育活動の展開を図ります。
5. 教職員としての使命の自覚や教職員としての力量を高めるために、教育研究所機能も活用し、研究・研修の機会や場を拡充します。さらに、異校種間連携や他市町村との広域的人事交流も推進します。

〔重点施策〕

1. 幼稚園

- (1) 令和8年度開園を目指し、大磯幼稚園の民営による公私連携幼保連携型認定こども園への移行を進めてまいります。
- (2) 多様化する保育ニーズに応え、子育てしやすい環境づくりを推進するため、町立幼稚園における週5日の預かり保育を継続実施します。また、大磯幼稚園においては、認定こども園移行までの間の待機児童対策として、早朝の預かり保育及び預かり時間の延長を実施するとともに、希望者に対するデリバリー方式による給食の提供を進めてまいります。
- (3) 子ども発達相談員（臨床心理士）が町内の幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して実施している相談事業については、就学前後の移行期においても情報連携を強化していきます。
- (4) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（*）を中心に、保護者や地域住民とより一層連携し、特色のある園づくりを推進するとともに、幼稚園と小中学校との交流を進めます。

2. 小学校・中学校

- (1) 小学校第1～5学年を基本として35人以下学級編制を実施します。また、小学6年生における児童指導の課題に対応するため、必要に応じ、35人以下学級編制の実施を支援します。
- (2) 各学校において、ティームティーチング（*）や少人数指導等、指導方法の工夫改善の研究に努めます。
- (3) 幼児・児童・生徒の連続的な学びと成長を図るため、幼稚園・保育所と小学校及び小学校と中学校の連携を継続して進めます。
- (4) 児童・生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、主体的・協働的に学習に取り組む態度を養うため、引き続き町立学校全校において、「大磯学びづくり推進研究事業」に基づく授業の改善・充実及び学習評価の妥当性・信頼性の向上に向けた研究・研修を行い、教員の指導力向上、児童・生徒の学力向上を目指します。また、体罰防止や安全管理及び教職員の事故・不祥事防止に努めます。

- (5) GIGA スクール構想(*)に基づき、児童・生徒に1人1台の整備が完了したタブレット PC や大型提示装置等の ICT(*) 関連機器の活用に向けた研修等の工夫・改善に努めるとともに、校務用 PC の新たな整備や校務支援システムの導入により、教員が ICT 教育の推進を積極的に実践できるような支援を行います。
- (6) 各学校における食育の推進のため、「けんこうプラン大磯」と各学校における『食育の全体計画・食育の年間計画』を基に、栄養教諭による小・中学校への情報提供や授業支援などのサポート体制も活用し、食に関する指導を積極的に実践します。
- (7) 県のインクルーシブ教育(*)の方針を踏まえ、町として障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に学びあう教育を推進し、互いを理解しながら、社会性や思いやりのこころを育みます。
- (8) 支援を必要とする児童・生徒に対して教育支援員(*)の配置を調整するとともに、個別的な学習支援に対応するため、指導協力員(*)を配置し、児童・生徒に対する支援体制の一層の強化を図ります。また、県立特別支援学校のセンター的機能を活用し、支援教育を推進します。
- (9) いじめ・不登校・虐待をはじめとする様々な課題に対応するため、児童・生徒指導担当主事を中心に、スクールカウンセラー(*) やスクールソーシャルワーカー(*) と連携し、各学校の教育相談コーディネーター、心の教室相談員などの相談支援体制を充実させ、教育相談、児童・生徒指導及び支援体制を図ります。
- (10) 『大磯町いじめ防止対策基本方針』の改定を進めるとともに、方針に基づくいじめ問題への取組を着実に進めます。引き続き、いじめ防止の研修を進めるとともに、スクールロイヤー(*) との連携を図りながら、1人1台端末を活用した児童・生徒の心の健康観察アプリの導入等を図るなど、未然防止に積極的に努めるとともに、引き続き、重大事態の対応及び再発防止に取り組めます。
- (11) 読書活動の推進のため学校図書館司書を全校に配置し、学校図書館を子どもたちにとって親しみやすい場所にするるとともに調べ学習のニーズへの的確に応えられるようにします。また、子どもたちがより一層読書に親しむ機会と推奨すべき図書の提供に向け、学校図書館の機能を活用するとともに、大磯町立図書館との連携を図ります。
- (12) 開かれた学校づくりを通じ、学校と PTA・地域・関係諸機関との協働・連携を図り、地域の教育力を活かす学習活動を行うとともに、地震や津波などに対する防災対策や防犯・安全体制の一層の強化に努めます。新学習指導要領にある社会に開かれた教育課程の実現に向けて、各学校に設置した学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を中心に、地域の方々や保護者等と熟議を進め、地域とともにある学校を目指します。
- (13) 児童・生徒の体力向上について、日常における外遊びの推奨や、『大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針』を基に、各学校の取組状況を検証し、引き続き特色ある取組を推進します。
- (14) 児童・生徒が安全に安心して施設の利用ができるようにするため、『長寿命化計画』に基づき、計画的に施設設備の点検・修繕を行います。また、令和5年度に策定した『学校教育施設整備基本構想』に基づき、大磯中学校建替事業を進めてまいります。

- (15) 新型コロナウイルスなどの感染症感染拡大防止対策に努めるとともに、児童・生徒の心身の健全な育成に心を配り、子どもが安心して学び、成長できる教育を実施します。
- (16) 国の推進する働き方改革を受け、教職員の心身の健康やワーク・ライフ・バランスにつなげる、仕事効率の向上により、教職員が子どもと向き合う時間を確保する、職員の働きやすい職場環境の実現を推進するという趣旨と目的のもと、引き続き、働き方改革に取り組みます。
- (17) 国が示した学校部活動地域移行の方向性を踏まえ、大磯町では部活動の枠組みは残したままで、まずは休日に、町が委託する総合型地域スポーツクラブから指導者を派遣する形で部活動を活性化させる「大磯式部活動」の取組を進めます。また、平成31年3月に策定した『大磯町立学校に係る部活動の方針』も改定し、部活動の在り方について引き続き研究を進めます。
- (18) 中学校給食の再開までの間、昼食を支援するため、希望者に対するお弁当の販売を実施します。また、引き続き、生徒に対する試食の機会の提供や保護者の経済的負担を軽減するため、昼食費の補助を実施します。
- (19) 小学校給食が継続的かつ安全衛生的に調理できるよう、給食調理業務の民間事業者への委託を令和4年度から国府小学校において実施していますが、令和6年度から大磯小学校においても実施します。また、保護者の経済的負担を軽減し、小学校給食を安定的に実施するため、小学校給食費の無償化を引き続き実施します。
- (20) 大磯町共同学校事務室を中心に、引き続き町立小中学校に係る事務の効率化、標準化等、効率的な事務処理体制を構築し、学校教育の充実及び学校運営の改善を図ります。

3. 教育研究所

- (1) 「おいそ学」などの幼保小中一貫教育のテーマなどの設置を検討し、教職員の自主的な研修ならびに系統的・教科等横断的な授業研究のさらなる充実を図ります。
- (2) 教職員を対象に、ICT教育などの教育課題に応じた研修の機会を設定するとともに、必要な支援を行い、教職員の資質向上・指導力向上を図ります。
- (3) 教育研究所に配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職や、教育支援室「つばさ」の専任教諭により、生活面や学習面で発達の・心理的・情緒的な問題を抱えている子どもたちに対する支援を行い、その保護者と関係教職員に対する教育相談等を行います。また、研究所スーパーバイザーによる専門職等への指導・支援を整え、町の教育相談支援体制の強化を図ります。
- (4) 教育研究の拠点となるよう書籍類、研究資料等の収集・整理を進め、活用を図ります。
- (5) 教育研究所においては、引き続き教職員が研修しやすい環境づくりに努めていきます。また、海外交流研修の実施に加え、地域の諸団体との連携も推進するとともに、教職員の資質・能力の向上に資する、特色のある研修を企画・実施していきます。

《生涯学習の基本方針》

「生涯学習推進計画」のもと、先人から引き継いだ伝統行事や文化財など文化資源に愛着と誇りを持ち、次世代への継承を支援し、新たな文化の創造を推進します。また、町民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択し、ともに学び、自らを高め、学びを地域に生かす生涯学習社会の実現を目指します。

〔目標〕

1. 町民のだれもが豊かに生きるための様々な学びを把握し、支援するとともに、学習情報を積極的に発信し、学びを地域に生かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。
2. 生涯にわたってともに学びあうことで、コミュニティが充実し、人と人とのつながりが強くなる生涯学習のまちづくりを進めます。
3. 広く生涯学習の情報を集め、希望する情報をすぐに提供できる生涯学習のまちづくりを進めます。

〔重点施策〕

1. 大磯町第三次生涯学習推進計画の適正な進行管理を行い、計画の実現性を高めます。
2. 各学校・園のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動（*）の一体的な推進のため、地域コーディネーター（*）を委嘱し、町内各団体等との連携を図ります。
3. 青少年指導員、PTA 連絡協議会、その他関係団体と連携を図り、青少年の健全育成に努め、青少年の体験学習の場を提供します。
4. 指導者の登録情報と生涯学習推進団体の情報を取りまとめた「OISO まなびバンク」の活用により、講座の開催等の生涯学習情報を提供し、生涯学習情報の周知方法の拡充を図ります。
5. 実行委員会の企画運営による「おおいそ文化芸術祭」を開催し、町民主体の文化芸術活動を支援します。
6. 明治記念大磯邸園整備事業について、文化財保護の観点から国・県との連携を図ります。
7. 指定文化財の保存や利活用について、所有者等へ交付金の活用を周知するとともに、町民等が文化財への理解を深め、文化継承に参加する取組みを進めます。
8. 誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを目指し、身近な問題として人権意識を高める人権教育講演会を開催し、人権への理解を深めます。

《図書館の基本方針》

「図書館サービス計画（附）第四次子ども読書活動推進計画」に基づき、町民の生涯学習活動の拠点となる「町民の書齋」としての図書館を目指して、利用サービスの向上を推進するとともに、生涯学習の充実に向けた支援に努めます。また、乳幼児から高齢者まであらゆる世代が豊かな心を養うことを目的に、本に興味や関心を満たす機会を提供します。

〔目標〕

1. 多様な町民ニーズに応える、親しまれる施設として図書館が活用されるよう、幅広い分野から図書館資料の選定とともに、電子書籍の充実を図り、読書環境の整備に努めます。
2. 学校図書館と連携し、子どもたちの本との出会いが自主的な読書活動に繋がるよう支援します。
3. まちづくりなど、地域の課題解決に必要な郷土・地域資料の収集・提供に努め、町民の自主的な生涯学習活動を支援します。
4. 生涯学習の拠点として快適な環境を提供するため、老朽化した施設・設備の改善を計画的に進めます。

〔重点施策〕

1. 図書館資料の予約・リクエスト制度やレファレンスサービス（*）をホームページやSNSで周知することによって、図書館利用の普及に努めます。
2. 図書館まつり、教養講座、読書会等の開催とともに、読書関連団体との協働による人形劇まつり、講演会等を開催し、図書館利用の向上を図ります。
3. 学校図書館と情報を共有し、ブックリストの作成や授業支援のための本の貸出しとともに、デジタル資料と紙の書籍双方の有効な活用の仕方について調査研究に努めます。
4. 保育所・幼稚園等と連携し、絵本の団体貸出の推進により園児たちの読書・学習環境の整備に努めます。
5. ホームページを活用した郷土資料の公開や、図書館資料のテーマ別紹介、エックス（旧ツイッター）の発信、電子図書館の活用等の図書館情報の発信に努めます。

《郷土資料館の基本方針》

郷土資料館運営基本方針に基づき、資料の調査収集、整理保管、研究活用を進めるとともに、利用者や地域住民と連携した活動を目指します。

〔目標〕

博物館サービスを向上させ、利用者にとって魅力があり、利用しやすい施設運営を目指します。

〔重点施策〕

1. 郷土資料館と旧吉田茂邸を一体的に運営するとともに、明治記念大磯邸園や町内施設とも連携し、近現代史の理解が深まる企画を進めます。
2. 旧吉田茂邸の新たな魅力を創出する業務を民間事業者と連携して行います。
3. 大磯町域で芸術活動を行った人物に焦点を当て、調査を行うとともに企画展を開催して、本町特有のアトリエ文化（*）について情報発信を行います。
4. ホームページやSNSを活用した広報活動を強化し、観覧者の増加に繋がる情報発信を行います。
5. ICT（情報通信技術）を活用した所蔵資料の管理システムの導入、所蔵資料のデジタル化とホームページにおける公開、音声ガイドの導入等を検討します。
6. 各種ワークショップを開催し、住民との協働による博物館活動を展開します。
7. 児童・生徒が郷土をより良く理解するために、学校等関係機関と連携を図り、子どもの学習支援を推進します。
8. 学芸員の講師派遣や、博物館資料の活用等により、町内外の学習活動を支援します。

【*用語の解説】

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

学校と地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組み。

ティームティーチング

複数の教員が協力して行う授業方式の一つ。略称TT。リーダーの教員を中心として、何人かの教員たちが協力しあい、授業を行う。

GIGA スクール構想

Global and Innovation Gateway for All の略。

義務教育を受ける児童・生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する計画で、子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を目的とする。

ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称である。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「コミュニケーション」が加わっている点に特徴がある。

インクルーシブ教育

障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを通してお互いを理解し、尊重し合う共生社会の実現を目指す教育。

教育支援員

学校等において、障がい等の理由により特別な教育的支援を必要とする児童・生徒を指導する教員を補助するとともに、当該児童・生徒の教育活動を支援する職員をいう。

指導協力員

教員免許状を有し、学校等において、児童等を指導する教員を補助するとともに、当該児童等への学習指導を行う職員をいう。

スクールカウンセラー

各学校において支援体制の構築及び相談機能の充実、教職員との協力体制を密にする目的で教育研究所に配置した公認心理士及び臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー

様々な課題を抱える児童・生徒の置かれた環境への働きかけや、学校と関係機関等とのネットワークの構築・保護者や教職員等に対する支援や相談、情報提供等を行う社会福祉士。

スクールロイヤー

いじめや体罰、虐待など困難な問題の解決に向けて、学校及び教育委員会の相談を受けることができる弁護士。

地域コーディネーター

地域と学校との連絡調整、情報共有や地域学校協働活動の企画、調整、運営、地域住民への呼びかけなどの役割のほか、学校運営協議会の委員として参画する役割を担う者。

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

レファレンスサービス

利用者が必要とする情報・資料を図書館員が検索・提供・回答する業務。

アトリエ文化

大磯の風土、環境に影響を受けた芸術家等がアトリエ兼居宅を構え、生活と芸術活動の拠点としていたことを指す（造語）。

